

令和7年度別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金 募集要項

1 目的・概要

新湯治・ウェルネス(注1)の産業化を図るため、市内において温泉効能の科学的根拠(注2)を活用した産業の創出に取り組む中小企業者(注3)に対し、予算の範囲内で別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付します。

(注1) 新湯治・ウェルネス

医療・美容・健康をテーマに、温泉効能の科学的根拠を示し、自然、食、文化などの様々な地域資源と組み合わせることにより、心身の健康増進及び長期滞在型観光の確立を目指す取組をいう。

(注2) 温泉効能の科学的根拠

別府市が提示する温泉入浴効果の研究結果を根拠とした温泉入浴により期待できる効果をいう。

(注3) 中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定する会社または個人

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、学校法人等は対象外となります。

2 補助対象者

補助事業の対象者は、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 別府市内に本店又は主たる事業所(個人にあっては住所)を有していること。
- (2) 許認可等を必要とする事業にあっては、当該事業について必要な許認可等を受けていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

※補助金の交付対象とならない場合

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- ・暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・その他市長が適当でないと認める者

3 補助対象事業

補助対象となる事業は、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 温泉効能の科学的根拠を活用した事業

(2) 新湯治・ウェルネスの産業化につながる事業

(3) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業

4 補助対象経費

補助対象期間における補助対象事業に要する経費で次に掲げるものとします。

区分	内容
人件費	補助対象事業に直接従事する従業員に対する人件費 ※市内に住所を有する者に限る ※代表者及び役員、同一世帯の親族の人件費は除く
商品及びサービス開発・改良に要する経費	マーケティング調査費、開発費 等
販路開拓・広報に要する経費	展示会出展等にかかる参加費及び旅費、パンフレット印刷費、ホームページ制作・改修費、広告費 等
ウェブサイト等の開発・構築に要する経費	システム構築費 等
設備費・工事費	内外装工事費用、機械設置、備品購入費用 等 ※不動産及び車両購入費は対象外 ※PC・タブレットなど汎用性の高い備品は補助金額の1割以内

※消費税及び地方消費税、慶弔費、懇親会費、食糧費、租税公課、公共料金、金融機関への振込手数料は、補助対象経費から除きます。

※国、県、市その他のこれらに準ずる団体より、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費については、補助対象経費から除きます。

5 補助対象期間

申請日から令和8年1月31日(土)

※補助対象期間中に支払完了した経費が補助対象となります。

6 申請受付期間

令和7年6月2日(月)～令和7年7月31日(木) 17時まで ※時間厳守

※提出書類に不備があった場合、受付できません。余裕を持った提出に努めてください。

7 説明会

下記日程にて補助金申請等の流れや温泉効能の科学的根拠についての説明会を実施します。

(1回目)

令和7年6月6日(金) 13:30~14:30 別府市役所1階レセプションホール
(2回目)

令和7年7月2日(水) 13:30~14:30 別府市役所5階大会議室

※1回目もしくは2回目のいずれかへの参加を推奨します。下記からお申込みください。

<https://logoform.jp/form/ktEY/1024952>

8 補助金額

上限300万円

※補助対象経費の3分の2以内(1,000円未満切捨て)

※補助対象事業及び支払書類等を確認後に補助金交付となります。

9 募集件数

数件

※審査により決定します。

10 スケジュール ※予定

令和7年6月2日(月) 募集開始・質問受付開始
令和7年6月6日(金) 補助金説明会
令和7年7月2日(水) 補助金説明会
令和7年7月31日(木) 申請締切(17時まで) ※時間厳守
令和7年8月5日(火) プレゼンテーション審査 ※午前中
令和7年8月中旬 審査結果通知
令和8年1月31日(土)まで 補助事業実施
令和8年2月中旬 実績報告(領収書等の提出)
令和8年3月中旬 補助金の交付

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集	→									
説明会	●	●								
審査・採択			● プレゼンテーション審査							
補助対象期間	→ 補助対象事業実施 ※申請日から1/31までが補助対象期間									
実績報告									●	
補助金交付										●

11 申請方法

(1) 提出期限

令和7年7月31日(木) 17時まで ※時間厳守

※提出書類に不備があった場合、受付できません。余裕を持った提出に努めてください。

(2) 提出書類

- ①別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - ②事業計画書
 - ③履歴事項全部証明書(法人の場合に限る) ※3か月以内に取得したもの
 - ④税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し(個人事業の場合に限る)
 - ⑤住民票の写し(法人にあっては当該法人の代表者のもの) ※3か月以内に取得したもの
 - ⑥決算書(法人の場合に限る) ※直近1年分
 - ⑦確定申告書(収支内訳書)の控え(個人の場合に限る) ※直近1年分
 - ⑧定款、規約等(法人の場合に限る)
 - ⑨市税納税証明書(法人にあっては当該法人及び当該法人の代表者のもの)
※3か月以内に取得したもの
 - ⑩許認可等の写し(許認可を必要とする業種に限る)
 - ⑪誓約書(様式第2号)
 - ⑫その他市長が必要と認める書類
- ※上記提出書類のうち、①と②は正本1部、副本5部提出してください。

(3) 提出先

別府市役所4階 産業政策課

12 審査

(1) 審査方法について

申請書類提出後、外部審査員等による審査会を実施します。

(2) 審査方法について

申請者による5分間のプレゼンテーション後、質疑応答を10分間行います。

(3) 審査会日時

令和7年8月5日(火) 午前中 ※予定

(4) 審査基準

審査は次の基準に基づき行います。

- 事業の必要性、波及性
- 事業の実現可能性、継続性
- 地域への貢献、効果
- 温泉効能の科学的根拠を活用した産業創出につながるか

※審査結果に関する質問は、一切受け付けません。

13 補助金交付決定

審査後、補助金交付の可否を、別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知します。交付決定額は申請内容を精査の上、決定します。申請時の交付申請額より減額となる場合があります。

※市が通知する交付決定額は補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合であっても、通知した交付決定額を増額することはできません。

14 実績報告書の提出

補助対象期間の満了する日から起算して30日以内に下記の書類を提出してください。

- (1) 別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 補助対象経費明細表
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (4) 補助事業の成果物の写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

15 補助金の支払い

実績報告の提出を受け、その内容を審査し、補助金確定額を別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により通知します。

その通知を受けて別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金交付請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）により請求してください。請求書提出後、1か月程度で支払となります。

16 その他

- (1) 事業内容の変更、または事業の中止若しくは廃止しようとするときは、事前に市の承認を受けなければなりません。ただし、事業計画書の軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについてはこの限りではありません。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等は、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図り、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間は処分してはいけません。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 以下に該当すると認められるときは、補助金交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還してもらいます。
 - ① 別府市補助金等交付規則及び別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
 - ② 提出書類に偽りの記載があったとき。
 - ③ 事業を取り止めたとき。
 - ④ その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。
- (4) 各申請にかかる費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- (5) 同一者での応募は1件とします。

【問合せ先】

別府市産業政策課ツーリズムバレー推進係

電話 0977-21-1132

Mail cin-te@city.beppu.lg.jp